


令和8年度豊見城市会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定により設けられている非常勤職員の制度です。本制度に基づき、令和8年度の「会計年度任用職員」を募集します。

●募集職種

募集職種	職務内容
①事務補助職	資格、技能又は知識を特段必要としない事務補助的な業務
②専門職	資格、技能又は知識を必要とする業務
③学校勤務職	市内小中学校で勤務する上記①事務補助職及び②専門職
④教育委員会関係職 (③学校勤務除く)	③を除く教育委員会関係職 (※役所内、図書館、公民館等にて勤務します)

●申込方法

受付期間	各募集ページをご確認ください。
申込方法	<p>※インターネットによる申込みのみとなります。 以下の専用サイト（パブリックコネクト）からお申込みください。</p> <p>【URL】 https://public-connect.jp/employer/14332</p> <p>【QRコード】 </p> <p>※会員登録（無料）が必要です。</p>
手続上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・受験申込みが完了すると受付完了メールが送付されますので、届いたことを確認してください。 ・「@public-connect.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 ・インターネットによる申込みは24時間可能ですが、通信障害等のトラブルやサーバーが混み合うことなどにより申込みにかかる時間がかかった場合でも一切の責任を負いませんので、余裕をもってお申込みください。
欠格事項	<p>※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する場合は、申し込むことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・豊見城市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●採用までの流れ

- ①インターネットによる応募申込
- ②各部署にて応募申込の内容から一次選考（書類選考）の実施
- ③各部署にて二次選考（面接選考）の実施
- ④選考の結果通知
- ⑤合格者は会計年度任用職員として採用

《注意事項》

- ※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。
- ※予算の成立状況等によっては採用されない場合もあります。

●勤務条件

勤務場所・勤務内容・任用期間・勤務日・勤務時間等は各募集ページをご確認ください。

●任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※任用期間が短い職種もあります。各募集ページをご確認ください。

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、公募によらず2回まで再度任用することがあります。

●条件付採用期間

任用日から1ヶ月は条件付採用期間となります。ただし実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日が15日に達するまで条件付採用期間は延長されます。

●サービス・人事評価・懲戒処分

常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

●報酬額等（給与）

- ・職種によって異なっておりますので各募集ページをご確認ください。
- ・再度の任用時には加算される場合があります（上限あり）。

●期末手当

- ・週15時間30分以上勤務かつ任期が6ヶ月以上の場合該当します。
- ・基準月額 \times 2.525月分（6月：1.2625月分 12月：1.2625月分）を支給します。
※基準月額は、期末手当算定期間の月額平均。
※在職期間の長さによって調整があります。

●勤勉手当

- ・週15時間30分以上勤務かつ任期が6ヶ月以上の場合該当します。
- ・基準月額 \times 2.125月分（6月：1.0625月分 12月：1.0625月分）を支給します。
※基準月額は、勤勉手当算定期間の月額平均。
※在職期間の長さ及び人事評価によって調整があります。

●通勤費

常勤職員に準じ支給します（上限あり）。
※距離又は勤務日数に応じて支給額は異なります。

●社会保険等

以下の要件を満たす場合に、厚生年金保険及び共済組合に加入となります。

- ・所定勤務時間が20時間以上であること。
- ・再度の任用を含め、任期が2ヶ月を超えること。
- ・学生でないこと。

●雇用保険

週20時間以上、任期31日以上、かつ、学生でない場合に加入します。

●休暇等

- ・週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。
- ・特別休暇等（有給と無給）が付与されます。
※有給には、夏季休暇や私傷病休暇などがあります。
※無給には、育児休業や介護休暇などがあります。

●災害補償

所属や任用形態により、市町村非常勤職員の公務災害補償、労働者災害補償保険法、または、地方公務員災害補償法のいずれかが適用されます。

●時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

※勤務条件や業務に関する詳しい内容は、採用担当部署に直接お問合せください。